

平成21年4月28日から
平成21年4月28日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町議会議場

平成21年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第1号(4月28日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
選任第1号 常任委員会委員の選任について	5
諸般報告	6
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	6
諸般報告	6
報告第1号 専決処分した事件の承認について	7
報告第2号 専決処分した事件の承認について	13
議案第31号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	15
閉議の宣告	20
閉会の宣告	20

平成21年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年4月28日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 第 5 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第31号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 森山豊君 |
| 税務課長 | 高橋則義君 |
| 住民課長 | 妹尾昌之君 |
| 建設課長 | 井上栄君 |
| 病院事務長 | 蛭田和雄君 |
| 教育長 | 吉原平君 |

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから、平成21年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から
12番・田中敏文君、 13番・川村君、 14番・小林君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。
町長から、本臨時会召集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 第2回臨時町議会の開催にあたり、その召集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の召集理由についてでございますが、「標茶町税条例の一部改正」について議決をいただきたいことと、専決処分をいたしました「標茶町税条例の一部改正」及び「標茶町国民健康保険税条例の一部改正」についてご報告申し上げ、その承認をいただきたい本臨時会を召集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の三点について補足いたします。

一点目は町有維持作業用グレーダの移動中の破損事故についてで、ご報告させていただきます。

去る3月16日午後12時50分頃、降雨被害による町道補修作業へ向かう途中、国道391号線から道道中標津標茶線へ開運橋交差点を右折する際、万年喜堂側歩道に設置されている大型標識柱にグレーダ左後方に設置されている除雪用サイドウィングが接触し、標識柱と小型標識を破損させたものであります。

事故に伴います通行者や運転者に怪我はなく、グレーダ本体につきましても、修理の必要がない状況でありました。

道路管理者である釧路土木現業所との協議を経て現地基礎部分の調査を実施した結果、柱は基礎部分付近で曲がっているものの亀裂等はまったく発生しておらず、柱の倒壊の危険性は無いことを確認いたしました。

復旧作業につきましては道路管理者からの復旧命令に従い、すでに発注済みであり、完了確認後、引渡しを予定しております。

安全作業の励行につきまして、定例の早朝打ち合わせで厳しく再確認したところではありますが、今後もより一層努力をして徹底を図ってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は町立病院の診療体制についてであります。

今年度の町立病院診療体制につきましては、第1回定例会において行政報告をすると共に、広報しべちゃ4月号でも町民に周知したところですが、かねてより北大医学部第一外科医局に対し、今年4月からの毎週末における当直医の派遣について要請しておりましたが、先月21日に大学からの連絡があり、臓器移植で著名な古川教授の毎月1回の土曜日から日曜日までの派遣のほか、これ以外の全週末の金曜日から日曜日まで医師派遣を頂くことが決定しましたので、報告致します。

このことにより、齋藤院長以下常勤医師4名の当直業務の負担軽減が図られることとなり、当直医の派遣を頂きました北大医学部第一外科医局のご理解とご協力に感謝致しますと共に、今後も医師の確保と負担軽減に努めながら、住民の健康と命を守るため、町内唯一の医療機関として良質な医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

三点目は標茶町交通事故死ゼロ連続500日達成について報告をいたします。

本町の交通安全運動は、ご案内のように標茶町交通安全運動推進協議会、標茶町交通安全協会、標茶町交通安全指導員会及び町内会・地域会等を中心に住民参加のもと運動を推進してまいりました。

その結果、本町では昨年、平成6年以来14年ぶりに町内で交通事故死の発生がなく、

更にはまた、町外においても標茶町民による交通事故死ゼロを共に成し遂げパーフェクトを達成しましたことから、3月10日に北海道知事より「パーフェクト賞」の表彰を受賞したところであります。

又、平成19年12月1日に町内で死亡事故が発生して以来、今年14日で実に死亡事故死ゼロ、連続500日を達成しており、14年前の過去最長記録の522日に次いで、現在も更新しているところであります。

町では、15日に「パーフェクト賞」受賞と死亡事故死ゼロ連続500日達成を記念して、町交通安全協会及び町交通指導員会に感謝状の贈呈をしたほか、町交通安全運動推進協議会からは標茶高等学校、標茶中学校、磯分内中学校の各生徒会、中央公民館高齢者学級たんちょう大学運営委員会、標茶町商工会女性部、茶安別在住の加茂スミ子さん及び標茶町ライオンズクラブに対し、同日、感謝状の贈呈が行なわれたところであります。

昨年、北海道では、「3年連続全国ワーストワン回避」の目標を達成する事ができましたが、残念ながら交通事故の死者は一昨年より6名増加の286名となっております。

本町においては、交通事故死の発生がないとはいえ、事故が絶え間なく発生している状況の中で重大事故に繋がるケースは紙一重でありますことから、交通安全運動の啓発活動等は引き続き重要な課題と考えております。

交通事故の根絶は、町民一人一人の願いであり、この記録達成は交通安全に対する町民の意識の高揚の表れであり、1日でも長く交通事故死ゼロ日数が継続されますよう、今後も地域、職域と一丸となって活動を推進して参りますので、今後ともご理解ご協力をお願いし、交通事故死ゼロ連続500日達成のご報告といたします。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎選任第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。選任第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、総務委員会委員に、1番・田中進君、2番・黒沼君、4番・伊藤君、11番・深見君、12番・田中敏文君。

厚生文教委員会委員に、6番・後藤君、7番・林君、9番・末柄君、10番・館田君、13番・川村君、16番・鈴木。

産業建設委員会委員に、3番・越善君、5番・菊地君、8番・小野寺君、14番・小林君、15番・平川君を、指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前11時18分

◎諸般報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長および副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務委員会委員長には、田中敏文君、副委員長には、深見君、厚生文教委員会委員長には、川村君、副委員長には、林君、産業建設委員会委員長には、菊地君、副委員長には、小林君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎選任第2号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。選任第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、5番・菊地君、8番・小野寺君、9番・末柄君、11番・深見君、12番・田中敏文君、13番・川村君、15番・平川君、以上の7名の諸君を議会運営委員に指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時27分

◎諸般報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長には、小野寺君、副委員長には、菊地君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。報告第1号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

このたびの町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成21年3月31日付で地方税法、同法施行令等が改正公布されたことに伴い、平成21年度分課税の事務処理上、公布の日からの施行で町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成21年3月31日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、町民税では長期譲渡所得税率の特例期間の延長、上場株式等に係る譲渡所得、配当所得の軽減税率の適用期限の延長、固定資産税では平成21年度評価替に伴う負担調整措置及び下落修正適用の延長、救急医療確保事業用資産の非課税措置などであります。

報告第1号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次ページにまいります。

専決処分書（写）

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成21年3月31日付で専決処分するものであります。

次ページにまいります。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては議案説明資料に基づきご説明いたします。

なお、必要に応じ改正文を合わせてご説明申し上げます。

それでは、説明資料1ページをお開き願います。

資料にそって町税条例改正の内容についてご説明申し上げます。

なお、資料の項目番号は改正文の順序と同じとなっております。

最初に町民税についてであります。

改正項目、1番．寄付金税額控除額と2番．町民税の申告で改正条項は条例第33条の7と第35条の2で、改正内容はともに条文中の字句の修正であります。施行・適用は平成21年4月1日となります。

なお、この後の施行・適用につきましては、これと異なる場合にご説明いたします。

次に改正項目3番．個人の町民税の徴収の方法であり、改正条項は第37条で条文中の字句の修正と条文中の引用する条項の規定整理であります。

改正項目4番．公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収で、改正条項は第46条の2であり、改正内容は第2項で個人の町民税の公的年金等からの特別徴収する所得から「給与所得と公的年金等以外の所得」を除外することから、第2項を削り第3項では条文中の引用する条項の規定整理を行っております。

改正項目5番．特別徴収義務者、6番．年金所得に係る仮特別徴収税額等で、関係条項は第46条の3、第46条の5であり、ともに条文中の引用する条項の規定整理であります。

次に区分固定資産税であります。

改正項目7番．固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は条例第55条で内容は医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産の非課税対象者の拡充であります。現行の公的医療機関の開設者等に新たに社会医療法人・非営利型一般社団法人・財団法人・社会福祉法人等が設置する固定資産を加えるというものであります。次ページの関係条項第57条の2で条の追加であります。改正内容は医療法改正による社会医療法人等が直接救急医療等確保事業の用に供する固定資産の非課税措置の創設であり、救急医療、災害医療、へき地医療等を行う病院診療所を非課税とするものです。施行は平成21年4月1日。平成21年度以後の年度分から適用し、平成20年度分までは、従前のおりであります。

次に改正項目8番．固定資産の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告で、改正条項は第58条で改正内容は条文中の字句の修正と条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。

次に区分、町たばこ税であります。

改正項目9番．卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合であり、条項は第92条で内容は条文中の字句の修正を行っております。施行・適用は平成21年4月1日となります。

次に区分は町民税で改正項目10番．肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で関係条項は附則第8条であり、条文中の引用する条項の規定整理であります。

区分、固定資産税で改正項目11番．読替規定で改正条項は附則第10条で、内容は条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。施行は平成21年4月1日。適用は平

成21年度以後の年度分から適用し平成20年度分までは従前のおりであります。

改正項目12番．新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告であり、附則第10条の2で内容は、第3項では住宅バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置に国の補助を受けた貸家住宅を追加する。第6項、第7項では条文中の引用する関係法令改正による規定整理を行っております。施行は平成21年4月1日。平成21年4月1日以後に新築された住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分について適用し、施行日前は、従前のおりであります。

改正項目13番．阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、条項は附則第10条の3であり、内容は特例期間が過ぎたことから本条を削るものであります。施行は平成21年4月1日。平成21年度以後の年度分から適用し、平成20年度分までは、従前のおりであります。

改正項目14番．土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義であり、条項は附則第11条で、内容は見出しの年度を平成21年度から平成23年度までに改正するものであります。

改正項目15番．平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例であり、条項は附則第11条の2で内容は特例を延長する見出しの年度を改正しております。第1項は基準年でない平成22年度、平成23年度において、地下の下落がある場合に、修正した価格を課税標準とすることができる特例を規定しており、第2項では平成22年度に下落修正された土地が、平成23年度において修正の対象にならない場合も課税標準が前年度の額に据え置きとなる特例を規定しております。

改正項目16番．平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例であり、条項は附則第11条の3で内容は特例の期間が過ぎたことから本条を削るものであります。

改正項目17番．宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例であり、条項は附則第12条で、内容は平成21年度評価替えに伴う平成21年度から平成23年度までの宅地等負担調整措置を延長するものであります。第1項では当該年度の課税標準額は、前年度課税標準額に当該年度の評価額に5%を乗じて得た額を加算した額とするものです。第2項では前項により求めた税額が、住宅用地にあつては当該年度の評価額に80%を、商業地等にあつては60%を乗じて得た額を当該年度課税標準とした場合の税額を超えるときは、これを限度額とするものであります。第3項では第1項により求めた税額が、当該年度の評価額に20%を乗じて得た額を課税標準とした場合の税額を下回る場合は、これを下限額とするものです。第4項では住宅用地のうち、当該年度の負担水準が0.8以上の場合は、前年度の税額に据え置くこと。第5項では商業地等のうち、当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下の場合は、前年度の税額に据え置くこととしております。第6項では商業地等のうち、負担水準が0.7を超える場合は、当該年度の評価額に70%を乗じて得た額を課税標準とした税額とするものです。また、附則第12条の2は、すでに条文が削除されていることから本条を削るものであります。

改正項目18番. 農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例であります。関係条項は附則第13条で農地の課税についてはこれまで同様の負担調整措置を平成21年度から平成23年度まで延長するものであります。また、附則第13条の3はすでに条文が削除されていることから本条を削るものであります。

次に区分特別土地保有税であります。

改正項目19番. 特別土地保有税の課税の特例であります。条項は附則第15条の2であり、内容は条項中の特例の適用期間を平成21年度から平成23年度まで延長することによる条文中の規定整理であります。施行・適用は平成21年4月1日となります。

区分は町民税で、改正項目20番. 上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例。21番. 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例。22番. 長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例であり、条項は附則第16条の3、第16条の4及び第17条の2であり、すべて条文中の引用する条項の規定整理であります。

改正項目23番. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例であり、条項は附則第17条の3、内容は本則100分の5、うち町民税3.0の税率を平成26年度まで譲渡益2千万円以下の場合の税率は100分の4、うち町民税2.4とする特例期間の延長を行うものであります。

改正項目24番. 短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。25番. 株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。次ページの26番. 先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例。27番. 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例であり、条項は附則第17条の5、第17条の6、第17条の8及び第17条の10であり、すべて条文中の引用する条項の規定整理であります。

次に第2条による改正であります。

議案の8ページをお開き願います。

下から7行目の第2条であります。

第2条 標茶町税条例の一部を改正する条例（平成20年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正するものです。

説明資料6ページにお戻りください。

資料に沿って改正内容についてご説明申し上げます。

改正項目28番. 施行期日で条項は第1条、内容は第1号、第4号中、条文中の項の移動であります。施行・適用は平成21年4月1日となります。

次に改正項目29番. 町民税に関する経過措置で条項は第2条、内容は第3項では条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。第7項は上場株式等に係る課税配当所得等の軽減税率の適用期限を平成21年1月1日から平成23年12月31日まで1年延長するものであり、税率を課税配当所得等の金額の100分の3、うち町民税1.8とすることとあわせて100万円を超える部分の本則税率100分の5、うち町民税3.0の適用を廃止するものであります。次に第10項は条文中の引用する条項の規定整理であります。第11項は本項を

削除するものであります。第12項は項の移動が行われております。第13項は本項を削除するものであります。第14項、第15項ではともに項の移動が行われております。第16項は上場株式等に係る課税譲渡所得等の軽減税率の適用期限を平成21年1月1日から平成23年12月31日まで1年延長するものであり、税率を課税譲渡所得等の金額の100分の3、うち町民税1.8とすることとあわせて、500万円を超える部分の本則税率100分の5、うち町民税3.0の適用を廃止するものであります。また、条文中の引用する関係法令改正による規定整理と項の移動も行われております。第17項から第19項までは条文中の引用する条項の規定整理と項の移動が行われております。第20項は項の移動が行われております。最後の第21項は条約適用配当等に係る課税譲渡所得等の軽減税率の適用期限を平成21年1月1日から平成23年12月31日まで1年延長するものであり、税率を配当等の金額の100分の3、うち町民税1.8とすることと項の移動が行われております。

最後に議案10ページをお開き願います。

上から6行目の附則であります。

附則につきましてはただいままでのご説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 一点だけちょっと説明詳しくしていただきたいのがあるのですが、説明資料の方でいいですか。4ページなのですが、4ページの改正項目17の改正内容の①に書いてあることなのですが、評価額に5%乗じて得た額を加算した額とするというふうになっているのですが、これは例えば商業地帯なんかでは単純に言えば負担増になるところがけっこう出るのではないのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置の関係でございまして、改正項目1番の5%を乗じて得た額を当該年度の課税標準とするというのは、本則であります。今回の21年度の評価替えにつきましては、例えば市街地につきましてはほとんど評価額が下がった状態です。この5%というのは、負担調整の関係であります。地域や土地等によりばらつきのある負担水準を均衡化させ、課税の公平を図るための措置であります。最終的には、ばらつきのある土地の住宅用地にありましては、20%から80%の範囲内におさまるように幅を狭めていくという措置でありますので、おそらくこの5%というのは適応にはならないというふうに考えております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 3ページのなかで、固定資産税のなかで今回の減額の規定というのは、例えば住宅のバリアフリー、これは減額措置をされるということですが、例えばこの申請行為をする場合の窓口というのは、町がこれは地方税法でも国・道の申請先だと思うのですが、町の段階ではどの程度の申請受け付けて審査をする、そこまでいわゆる減額に対する措置ですか、措置というものはどういうふうになっていますか。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） お答えします。

このバリアフリー制度そのものにつきましては昨年度の町税条例の改正の中ですでに改正されたものでございます。今回、国の補助を受けた住宅についても追加になるという形で地方税法の改正に基づくものでありますが、ちょっと補助の関係については、おそらく担当する課があるとは思いますが、普段なかなか、申し訳ありませんけど。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 担当課違いということの申請行為を受け付けると。それで例えばバリアフリーに改修ですので、これはさかのぼって例えば改修する場合に、築後例えば何年度からの対象の住宅というのですか、そういうのを限定されてきているのか。そこだけ。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 大変申し訳ないのですが、なかなか詳細については把握しきれれておりませんが、おそらく建築後何年という部分のしぼりは調べた段階ではありませんし、21年の4月1日以後に新築された住宅に対して対象になるものというふうにとらえておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は、承認されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

◎報告第2号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7。報告第2号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

このたびの国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成21年3月31日付で地方税法同法施行例が改正交付されたことに伴い平成21年度分課税の事務処理上、公布の日から施行で国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成21年3月31日付けで専決処分をしたものであります。

内容につきましては、介護納付金課税額に係る限度額を現行の9万円から10万円にあらためるものと、2割軽減の判定における世帯主の所得の著しい変化による減額措置の対象除外の措置を廃止するものなどの内容でありまして、町の国民健康保険税条例もこれを受けて改正するものであります。

報告第2号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次ページにまいります。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成21年3月31日付で専決処分するものです。

次ページにまいります。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

介護納付金に係る課税限度額を改めるもので第2条第4項中「9万円」を「10万円」に改めるものです。引用する条項の整理であり、第7条の3の改正によるもので、第5条の2第1号中「第7条の3及び第23条」を「第7条の2及び第23条」に改めるものです。条・項の移動と整理であり、「第7条」を削り、「第7条の2」を「第7条」とし、「第7条の3」を「第7条の2」に改めるものです。引用する条項の整理であり、第23条の改正により第13条第1項中「第23条第1項」を「第23条」に改めるものです。第2条第4項の改正と同様に第23条第1項中「9万円」を「10万円」に改め、また2割軽減の町長の判定を廃止することにより、同条第2項を削るものです。引用する条項の整理で第23条の改正

により、附則第2項、附則第3項、附則第5項、附則第8項及び附則第10項から附則第12項中の「第23条第1項」を「第23条」に改めるものです。

附則といたしまして、第1条施行期日で、この条例は、平成21年4月1日から施行するものです。

第2条適用区分で、改正後の標茶町国民健康保険税条例第2条第4項及び第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、説明資料につきましては、9ページとなりますが、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 今回の地方税法改正ということで、この国民健康保険税の問題についてもですね、比較的、中・低所得者の負担をね、高所得者の限度額を上げるということですから、中・低所得者の負担が相対的に低くなると、軽減されるということなんだと思うのですが、この10万円に上げることによってのね限度額いっぱいの保険料となっている世帯の割合というのはどのくらいあるのかと。それから、負担が軽減されるいわゆる中・低所得者層の負担の軽減なのですけども、これは分かるでしょうかね、どの程度の負担減になるのかというのを、数字があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） まず、9万円から10万円に限度額が上がることによる10万円の対象世帯であります。20年3月現在の数字で試算しておりますが、170世帯であります。それから、軽減の世帯につきましては、2割の軽減が108世帯、それから5割が46、7割が186世帯となっております。

（何か言う声あり）（はい、分かりましたと言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は、承認されました。

◎議案第31号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。議案第31号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長(高橋則義君)(登壇) 議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成21年3月31日付で地方税法及び同法施行例が交付されたことに伴い、町税条例につきましても関係部分の改正を要することとなり、提案いたすものがあります。

改正内容は町民税では住宅借入金等特別税額控除の創設、平成21年、22年中に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設、固定資産税では認定長期優良住宅の新築に係る固定資産税の減額措置の創設などがあります。

議案第31号、標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町税条例の一部を改正する条例

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては議案説明資料に基づきご説明いたしますが、必要な改正文は合わせてご説明申し上げます。

それでは、説明資料の10ページをお開き願います。

資料にそって、町税条例改正の内容についてご説明申し上げます。

なお、資料の項目番号は、改正文の順序と同じくとなっております。

最初に固定資産税についてであります。

改正項目1番. 固定資産税の納税義務者等であり、条項は条例第53条、内容は条文中の字句の修正と条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。施行・適用は農地法等の一部を改正する法律の施行の日となっておりますが、現時点では施行されておられません。なお、この後の施行・適用につきましてはこれと異なる場合のみご説明いたします。

次に町民税であります。

改正項目2番. 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除で、関係条項は条例附則第7

条の3、改正内容は第1項では条文中の引用する条項の規定整理。第3項は平成22年度以降、住宅借入金等特別税額控除申告を不用とするものであります。施行・適用は第1項は平成22年1月1日、第3項の施行は平成22年4月1日で、平成22年度以後の年度分から適用し、平成21年度分までは、従前のおりであります。

次に関係条項附則第7条の3の2で条の追加であります。改正内容は、個人の町民税における住宅借入金等特別税額控除の創設であります。所得税の住宅借入金特別税額控除可能額まで控除しきれなかった額と所得税の課税総所得金額等に100分の5を乗じて得た額、97,500円を限度とするものであります。のいずれか小さい額を個人の町民税から控除するもので、期間は平成21年から平成25年までに居住した場合の平成22年度から平成35年度までに限り、翌年度の所得割の額から控除するものであります。

なお、所得税における住宅借入金等特別税額控除の概要につきましては、参考表のとおりであります。一般の住宅では居住年が平成21年・平成22年で借入金年末残高限度額5,000万円の場合控除率1%で年50万円、控除期間が10年間ありますので最大500万円の税額控除となるものであります。

次ページの認定長期優良住宅では、平成21年から平成23年までの場合で5,000万円の1.2%となり年60万円、最大600万円の税額控除となるものであります。施行・適用は平成22年1月1日となります。

次に改正項目3番。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例。4番。上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例。5番。土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例で関係条項は附則第8条、第16条の3、第16条の4でありすべて条文中の引用する条項の規定整理であります。

改正項目6番。長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、関係条項は附則第17条の2であり、第1項では平成21年及び平成22年中に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設であります。第3項は条文中の引用する条項の規定整理であり、施行・適用につきましては第1項は平成22年4月1日、第3項は平成22年1月1日となります。

改正項目7番。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例であり、条項は附則第17条の3、内容は前条の1,000万円特別控除対象の場合には、軽減税率100分の4、うち町民税2.4は適用しないというものであります。施行・適用は平成22年4月1日となります。

改正項目8番。短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例。9番。株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例であり、条項は附則第17条の5、第17条の6であり、ともに条文中の引用する条項の規定整理であります。施行・適用は平成22年1月1日となります。

次に改正項目10番。特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例であり、条項は附則第17条の6の2で内容は特定管理株式が価値を失った場合

の株式等に係る譲渡の所得等の課税の特例の適用対象に平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加するものがあります。

改正項目11番．特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で、条項は附則第17条の7、内容は条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。

改正項目12番．先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、条項は附則第17条の8、内容は第1項では先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に平成22年1月1以後に行う金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得及び当該カバードワラントに係る差金等決済した場合における雑所得を追加するものであります。第2項は条文中の引用する条項の規定整理であります。施行・適用につきましては、第1項は平成23年1月1日、第2項は平成22年1月1日となります。

改正項目13番．条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例であり、条項は附則第17条の10、内容は条文中の引用する条項の規定整理であります。施行・適用は平成22年1月1日となります。

次に第2条による改正であります。

議案の18ページをお開き願います。

下から8行目の第2条であります。

第2条 標茶町税条例の一部を次のように改正するものです。

説明資料13ページにお戻り願います。

資料にそって改正内容についてご説明申し上げます。

区分は固定資産税であります。

改正項目14番．新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告であり、条項は附則第10条の2で条の追加であります。改正内容は認定長期優良住宅の新築に係る固定資産税の減額措置の創設であり、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された住宅について、翌年度以降5年間は、固定資産税額の2分の1を減額するものであります。施行は平成21年6月4日であり、平成21年6月4日以後に新築された住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分について適用するものであります。

最後に議案19ページをお開き願います。

中段の附則であります。

附則につきましては、ただいままでのご説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第31号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 上場株式の条例の一部改正の点についてちょっと伺いたいのですが、前にも私質問してお答えいただいていたことなのですが、またこれを再再延長するという話なのですね。株で大きく儲かった人の税金をまけてやるという内容だと思うのですが、ちょっと数字を聞きたいのですけれども、そのことによってね、税金をまけてやるわけですから、そのことによって標茶に入る税収が減になるというふうに思うのですけれども、どの程度の減になるかお分かりでしたらお願いします。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 詳細の数字についてはちょっと押さえてございませんが、本則で3%そして今回の軽減の場合で1.8でありますので、差額が1.2%減収になりますので、例えば100万円あれば12,000円の減収になるというふうに捉えてございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） ちょっと道に尋ねてみたのですけれどもね、住民税が道と折半ではないけれども町に下りますよね。この減税分。減税分でない。これに掛けた税金ね。約4割が道で6割が町にくるんだそうですね。手数料取るから59.何パーセントと。その分が結局はね、なんていうんですか株で儲けた人たちの減税をして、その分が結局町にね減収になるという解釈でいいんでしょうかね。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えしますけれど、上場株式等に係る配当所得の本町における町民税の分の数字がちょっと持ち合わせていないのですけれども、想像では多分数字的にはかなり低いものだなというふうに理解しております。

問題なのは町全体でこれどのような収入、歳入状況になるかという問題でありますけれども、ご案内のように地方交付税によっていわゆる財源の補てん制度が、補てん制度といいますか地方財政のいわゆる調整が図られますけれども、その際にいわゆる基準財政需要額、基準的な財政需要は標茶の場合この程度でしょうというひとつの算定方式がございまして。それから基準財政収入額を差し引いて、そして残った分が地方税で補てんされると。従いまして、いわゆる理論上で住民税等の減税が起きた場合に当然基準財政収入額が下がりますから。いわゆる税収としては下がると。その分を基準財政収入額で把握しますので、税収で下がった分については、交付税の方の基準財政需要額と収入額の差し引きでなりますから、いわゆるそこで補てんをされるというかたちになりまして、通常減税そのものは政策的な意図でありますから、当然そういった意味で補てんをされると。それともう一つは、税収のいわゆる自主財源としての地方税なのですね、基準財政収入額でみるのは75%というふうに言われてます。従いまして、25%は自主財源になると。ですから、全額

いわゆる例えばですね100の税金が入ってこないといった場合に、基本的には100とつうつうなのですけれども、地方の側からみますと、多少その分が25自主財源の部分ありますから、単純に税収が下がった分で被害を受けるということはですね理論上はないし、特に25%の自主財源分ありますから、そういった面ではあまり心配をするような状態ではないなという理解をしております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） その減税をして町に入るお金が減収になった分はきちんと交付税で補てんされるということなんだと思うのですけれども、それにしてもね、株で大儲けした人の減税分をまた国が補てんするということは、結局税金で補てんするということなのですね。まあそれはいいとしても、道に聞いたらね、推計でこの減税分でいえばね、10億円だと。道は。そこからちょっと算出してみたんですけれども、市町村の分はさ、だいたいそれからいうと15億円くらいになるのかなと。それでけっこう大きなお金なので標茶にもかなりの減収があるのでないかと思ったのですけれども。町自体はね、そういうことではないと。あまり大きな心配することでもないという話なのですが、この数字というのはね明らかににはなるのですか。いつか。どのくらい、これはむずかしいことなのですかね。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えします。

町民の皆さんの中でこの株式の譲渡所得があるかないかということでもあります。ですから申告書を開いて全部見ることは分かるのですが、実際に先ほども申しましたように、数的には北海道全体で押さえると当然札幌市内にも取引所ございますから、そういった面ではそういった所得をもっている方いるかもしれませんけど、標茶でそういった方がどの程度所得申告出てくるかというときほどそう大きい数ではないなというふうに考えています。

それとちょっと前段の説明との関係もあるのですけれども、実は減税をですね町村単独で減税の措置をとりますと、これは先ほど言いましたように、本来は100取らなきゃならないところを例えば80しか取ってないということになると、この20は逆にいうと交付税では認めてくれませんから、これはまともに地元で、標茶で減税した分は標茶でかぶるというそういうシステムになっています。今回のやつは国で制度としてやりますから、それは国が補償するという意味であまり心配していないという理解でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、平成21年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 1時30分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員12番 田中敏文

署名議員13番 川村多美男

署名議員14番 小林浩